

## 令和2年度 牧之原市利用者負担額表（3号認定用）

世帯の階層区分			利用者負担額（月額：円）	
階層区分	定義	所得割額	3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯等		7,000	7,000
第3階層	市町村民税課税世帯	48,600円未満	15,000	14,700
第4階層		67,000円未満	24,000	23,500
第5階層		97,000円未満	26,000	25,500
第6階層		133,000円未満	33,000	32,400
第7階層		169,000円未満	35,000	34,400
第8階層		235,000円未満	45,000	44,200
第9階層		301,000円未満	49,000	48,100
第10階層		397,000円未満	51,000	50,100
第11階層		397,000円以上	60,000	58,900

### 備考

- 令和2年度利用者負担額は、4～8月分を令和元年度の市民税額、9～3月分を令和2年度の市民税額を基に決定いたします。（市民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の**税額控除前**の金額です。）
- 第2子のお子様の利用者負担額は半額、第3子以降は無料です。（第2階層の第2子以降のお子様の利用者負担額は無料です。また令和元年10月以降、0～2歳児の第2階層のお子様の利用者負担額は無料となります。）  
**第2から第4階層**（第4階層のうち市民税所得割課税額が57,700円未満）までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子様は、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子様です。  
**第4階層**（第4階層のうち市民税所得割課税額が57,700円以上）**以上**の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子様は、保育所等を同時に利用しているお子様です。
- 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- お子様が年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児（3号認定児童）と同額の利用者負担額となります。
- ひとり親等世帯（母子・父子家庭や障害児（者）のいる世帯および準要保護世帯）に該当する世帯のうち、第2階層から第5階層（市民税所得割課税額が77,101円未満の場合に限る。）までに該当する場合は、次表に掲げる利用者負担額となります。

階層区分	利用者負担額（月額：円）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0	0
第3階層	7,000	6,850
第4階層	7,000	6,850
第5階層	7,000	6,850

※第2子以降のお子様の利用者負担額は無料です。

※ひとり親等世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子様は、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子様です。